

○尼崎市男女共同参画社会づくり条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 59 号

改正 平成 18 年 6 月 30 日条例第 40 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等(第 9 条—第
21 条)

第 4 章 申出等の処理(第 22 条・第 23 条)

第 5 章 尼崎市男女共同参画審議会(第 24 条)

第 6 章 雑則(第 25 条)

付則

私たちの生活の隅々に人権尊重の精神が行き渡り、すべての人々が、一人一人を大切にし、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は、市民共通の願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

本市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる計画を策定し、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。

更に、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある地域社会を構築するため、本市の恵まれた立地条件、社会基盤等を活用しつつ、「男女が共に働きやすいまち」、「男女が共に子育てをしやすいまち」、

「配偶者等からの暴力を許さないまち」を目指すうえでも、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりにおける基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会づくりを阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (7) 地域社会を構成する市民一人一人が、互いの人権を尊重の上、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画促進施策」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画促進施策以外の施策で男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められるもの(以下「男女共同参画影響施策」という。)の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会づくりの視点に立って的確に対処しなければならない。

3 市は、男女共同参画促進施策及び男女共同参画影響施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、男女共同参画社会づくりに主体的かつ自律的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等
(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画促進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の見解を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の意見の反映)

第12条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に当たり、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画社会づくりに関する教育の推進)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、学校教育及び社会教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女共同参画社会づくりに関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を行う市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援)

第17条 市は、家族を構成する男女が共に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援等)

第18条 市は、事業者に対し、職場等の環境の整備その他の男女共同参画社会づくりに関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、商工業その他の分野における個人で営まれる事業において、家族のうち当該事業に従事している者に対し、その役割が適正に評価され、経営の方針及び手法の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会づくりの状況に関する調査について協力を求めることができる。

4 市長は、第1項に規定する取組を積極的に行う事業者を表彰することができる。

(市における男女共同参画の機会の確保)

第19条 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。

2 市は、附属機関その他これに準じるものの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡に努めるものとする。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第20条 市は、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力の防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(推進員等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、男女共同参画促進施策の円滑な実施を図るため、推進員等を置くことができる。

第4章 申出等の処理

(申出等の処理)

第22条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画促進施策若しくは男女共同参画影響施策について改善等を申し出、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為について相談することができる。

2 市長は、前項の規定による申出又は相談(以下「申出等」という。)があったときは、必要に応じ、尼崎市男女共同参画申出処理委員(以下「申出処理委員」という。)の意見を聴いた上で、速やかに当該申出等を適切に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(申出処理委員)

第23条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査させるため、申出処理委員を置く。

- 2 申出処理委員は、3 人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 申出処理委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 補欠の申出処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 尼崎市男女共同参画審議会

(尼崎市男女共同参画審議会)

第 24 条 第 9 条第 3 項及び第 22 条第 3 項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員 12 人以内で組織する。
- 3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平 18 条例 40・一部改正)

第 6 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

- (1) 第 9 条、第 10 条及び第 5 章の規定 平成 18 年 4 月 1 日

(2) 第4章の規定 規則で定める日

(平成18年規則第70号で、平成18年7月1日から施行)

付 則(平成18年6月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。